

正

令和6年11月6日改訂

定格種別	連続	
絶縁種別	(以上)	F種
重量	(kg以下)※1	1100

※ 1 吊金具類含まず

2.3.2 構造および機能

ジェットファンはケーシング、羽根車、および電動機からなり、トンネル内の漏水、煤煙、塵埃および自動車の排気ガス等に対して十分な耐久力を有した構造とする。また、保守点検作業時に作業等が容易に行える構造とする。

(1) ケーシング

- (a) ケーシングは点検整備が容易に実施出来るように羽根車、電動機部分と前後のサイレンサ部分に分割できる構造とする。
- (b) ケーシングはSUS304による形鋼で補強を施した骨組による厚さ1.5mm以上の外装鋼板を施したものとする。
- (c) ケーシングの内筒壁、外筒壁には吸音材を充填し、吸音材が運転時にも飛散しないように、ステンレス製多孔鋼板で保護する構造とする。
- (d) 吊り下げ部は十分な強度を有する構造のものとする。
- (e) 本体下部に安定板（台座）を設け、路面または据付台上での安定を図るものとする。

(2) 電動機

- (a) 電動機とケーシング筒部との間は、リード線が直接空気流にさらされないように配線する。
- (b) 軸受はころがり軸受けとし、20,000時間の運転に耐え得るようにし密封性の有するものとする。
- (c) 起動、停止（20分インターバル）に耐えられるものとする。

(3) 羽根車

- (a) 羽根車はJIS H5202（アルミニウム合金鉄物）、またはこれと同等以上の耐食性を有し、定格回転に対しても十分な強度を有するものとする。
- (b) 羽根車のつりあい良さは、JIS B0905（回転機器のつりあい良さ）でのG6.3以上とする。
- (c) 羽根車は電動機軸端に直接取付けるものとする。
- (d) 羽根部分は全台数のX線深傷検査、または全台数の浸透深傷検査、いずれかを行う。
- (e) 羽根車は翼形に仕上げ、両方向吹出しのものにあっては、両方とも同一の性能を有するものとする。

(4) 吊金具類

- (a) 吊金具類は、吊金具とターンバックルより構成され、吊金具はステンレス製

誤

定格種別	連続	
絶縁種別	(以上)	F種
重量	(kg以下)※1	1100

※ 1 吊金具類含まず

2.3.2 構造および機能

ジェットファンはケーシング、羽根車、および電動機からなり、トンネル内の漏水、煤煙、塵埃および自動車の排気ガス等に対して十分な耐久力を有した構造とする。また、保守点検作業時に作業等が容易に行える構造とする。

(1) ケーシング

- (a) ケーシングは点検整備が容易に実施出来るように羽根車、電動機部分と前後のサイレンサ部分に分割できる構造とする。
- (b) ケーシングはSUS304による形鋼で補強を施した骨組による厚さ1.6mm以上の外装鋼板を施したものとする。
- (c) ケーシングの内筒壁、外筒壁には吸音材を充填し、吸音材が運転時にも飛散しないように、ステンレス製多孔鋼板で保護する構造とする。
- (d) 吊り下げ部は十分な強度を有する構造のものとする。
- (e) 本体下部に安定板（台座）を設け、路面または据付台上での安定を図るものとする。

(2) 電動機

- (a) 電動機とケーシング筒部との間は、リード線が直接空気流にさらされないように配線する。
- (b) 軸受はころがり軸受けとし、20,000時間の運転に耐え得るようにし密封性の有するものとする。
- (c) 起動、停止（20分インターバル）に耐えられるものとする。

(3) 羽根車

- (a) 羽根車はJIS H5202（アルミニウム合金鉄物）、またはこれと同等以上の耐食性を有し、定格回転に対しても十分な強度を有するものとする。
- (b) 羽根車のつりあい良さは、JIS B0905（回転機器のつりあい良さ）でのG6.3以上とする。
- (c) 羽根車は電動機軸端に直接取付けるものとする。
- (d) 羽根部分は全台数のX線深傷検査、または全台数の浸透深傷検査、いずれかを行う。
- (e) 羽根車は翼形に仕上げ、両方向吹出しのものにあっては、両方とも同一の性能を有するものとする。

(4) 吊金具類

- (a) 吊金具類は、吊金具とターンバックルより構成され、吊金具はステンレス製